

## 令和2年度第5回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和2年10月22日(木) 9時56分開会 10時51分閉会

2 場 所 倉吉市「倉吉シティホテル」

3 出席者

(1) 常設審議委員 18名／21名（出席者は別紙名簿のとおり）

(2) 鳥取県経営支援課  
米子市農業委員会  
鳥取市農業委員会  
農業会議

  
倉益、漆原、山根、岡田、谷口

| 発言者等                 | 議 事 要 旨  |
|----------------------|--|
| 1 開 会<br>事務局<br>(倉益) | <p>(午前10時)</p> <p>定刻となりましたので、ただ今より令和2年度第5回常設審議委員会を開会いたします。</p> <p>まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告をいたします。</p> <p>本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿のとおり21名中、18名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。</p> <p>それでは、小林会長に挨拶をお願いします。</p>  |
| 2 挨 拶<br>小林会長        | <p>(要旨)</p> <p>皆さん、おはようございます。本日、第5回常設審議委員会を開催致しました所、関係各位にはご多用のところ出席を頂き厚く御礼を申し上げます。新型コロナウイルス感染拡大防止対策の中、私どもの組織運営にも多大の影響がございます。諸会議の中止も多く、またリモート会議、Web会議や代表者会議ということで業務遂行をしている現状でございます。各位にはご迷惑とご心配をお掛けしているところではありますが、1日も早い終息を願うものであります。</p> <p>さて、農林水産省は食料・農業・農村政策審議会食糧部会におきまして、2021年産の主食用米の適正生産量や需要の見通しを示した承されたとお聞きしております。例年11月に開催されていたものが、今年は需給緩和の懸念を受け、前倒しで開催されたとのことでございます。そこで2021年産米適正生産量を679万トンと設定されました。700万トンを切るのは初めてでございます。2020年産の709万トン～717万トンより30万トン以上少ないということであり、需給均衡には、2020年産の実際の生産量から50万トン程度の減産が必要で、面積に換算すると10万ha規模の転作が求められるということ、2021年産の米の需給安定にはやはり減産が求められているということではなからうかと思っております。2020年産の予想収穫量は、作況指数101で735万トン。そうすると56万トン減産だということにならうかと思っております。なお、2020年産が平年作の場合も729万トンで約50万トン減産だということでございます。この大規模な減産を実現するためには、支援策を早期に示すよう求めていかなければならない課題だと思っております。</p> <p>さて、本日の常設審議委員会は、報告事項、審議案件で農地法第5</p> |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>条で米子市、鳥取市の計2件、そして情報提供ということで進めさせていただきたいと思ひます。皆様には十分な審議をお願いし開会の挨拶とさせていただきます。</p>   |
| <p>事務局<br/>(倉益)</p>  | <p>ありがとうございました。<br/>         なお、本日、県経営支援課[ ]は、公務の都合により欠席でございますので、ご了承願ひます。<br/>         それでは、以降、農業会議定款第44条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、小林会長に議長として進行いただきます。</p>   |
| <p>3 議事録署名人の選任<br/>小林議長</p>  | <p>それでは議事に入らせていただきます。<br/>         議事録署名人の決定でございますが、慣例により議長から指名してよろしいか、お諮りいたします。<br/>         (異議なし)<br/>         それでは、長谷川委員(湯梨浜町農業委員会)、加藤委員(江府町農業委員会)の両名を指名いたします。</p>  |
| <p>4 報告事項<br/>小林議長</p> <p>県経営支援課<br/>[ ]</p> <p>小林議長</p>           | <p>日程に基づき、報告事項です。<br/>         (1) 先月の農地転用許可状況について、報告願ひます。</p> <p>( [ ] が資料1により説明)</p> <p>皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。<br/>         ご質問、意見がございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>   |
| <p>5 議 事<br/>小林議長</p> <p>事務局<br/>(倉益)</p> <p>米子市農委<br/>事務局 [ ]</p> | <p>議事に入ります。<br/>         議案第1号を説明下さい。</p> <p>(常設審議委員会について、規程を説明)<br/>         それでは、今月の農地法第4条、第5条の規定に基づく県全体の一覧表を説明いたします。(一覧表を説明)<br/>         今月は、第5条案件で2件、米子市及び鳥取市農業委員会からの意見聴取がござひますので農業委員会から説明いただきます。なお、鳥取市の案件は、5,000㎡を越えておりますので、説明の後、現地調査の報告をいただきたいと思ひます。<br/>         それでは、米子市、鳥取市の順で説明願ひます。</p> <p>(米子市農業委員会が資料に基づき説明)<br/>         [ ]<br/>         [ ]<br/>         資料2ページの30aを超える事案説明資料で説明させていただきます。土地の所在は、米子市 [ ] 面積は4,291.00㎡です。(位置図等に基づいて、申請地及び周辺状況を詳細説明あり)<br/>         2の現在の営農状況ですが、周辺は圃場整備されておらず不整形な農地であり、耕作不適なため近年の利用は保全管理の状況で、また近年</p> |

は作付を行っておりません。

3の転用事業者は、

事業内容は、土木工事請負業、土木建築測量設計、建築用機械及び車輛のレンタル業等で、資料に記載のとおりです。

4の転用目的は、資材置場及び車輛置場で、隣接地に既存の資材置場の他、米子市内及び伯耆町内の重機ヤード等がありますが、事業拡大により碎石等の販売用材料の置場が手狭となったこと、新たに建設機械7台を納入すること等から新たに資材・車輛置場が必要となったためであり、申請地は既存の資材置場の隣接地で管理もしやすく、選定されたものでございます。

次に、5の立地基準ですが、農地区分は第2種農地、区分決定根拠は、営農条件が申請地を含め、農地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で判断し、許可根拠は、代替地なしです。申請地と隣接する資材置場の拡張を目的とするため、代替地はないということであります。

6の一般基準ですが、他法令の許認可については該当がございません。規模の妥当性について、申請地面積4,291㎡で、碎石や真砂土をそれぞれ500㎡前後配置すること、ダンプ4台や新たに購入する建設機械7台の配置及び転回スペースが必要なことから妥当な転用規模と考えます。

営農及び被害防除計画等の措置ですが、申請地の表土を約20cm撤去した後、盛土30cmから50cmの造成を行います。隣接農地と隣接の神社の一部は、申請地との間に水路が通っているため、境界にコンクリートブロックを設置します。神社の一部と太陽光施設の面している土地には土羽打ちを実施し、雨水は地下浸透と浸透柵を10か所設置して勾配をつけて流します。土地改良区の意見書、隣接農地同意書、実行組合排水同意を確認しております。

資金調達計画は、

以上から、本件は、農地転用の許可基準に合致し、許可は適当と判断いたしました。説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

小林議長

次に、鳥取市農業委員会から説明して下さい。

鳥取市農委  
事務局

(鳥取市農業委員会が資料に基づき説明)

鳥取市農業委員会の案件を説明させていただきます。

鳥取市の30aを超える事案説明資料をご覧下さい。1、土地の所在は、鳥取市合計8筆の面積は6,915㎡です。

2の現在の営農状況ですが、申請地はほ場整備された農地ですが、東側の2筆、西側の2筆については、現在は休耕地となっています。今年も耕作され、米の収穫を終えています。

3の転用事業者は、

、事業内容は、不動産の売買、分譲、交換、賃貸借及びそれらの仲介並びに所有、管理及び運用、不動産に関する企画、立案、調査及びコンサルティング業務等となっています。

4の転用目的は、建築条件付売買予定地で、必要性については、申請地

日常生活の利便性が向上しており、住宅需要が見込まれております。

5の立地基準ですが、農地区分については、地番、  
集団農地の概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地である第1種農地となり、あとの7筆は、管理設道路沿道の区域で水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域で、500m以内に地区公民館、幼稚園がある第3種農地となります。

許可根拠としては、第1種農地の1筆が、主として第1種以外の土地使用隣接地と一体として同一事業の目的に供するもので、事業総面積に占める第1種農地の割合が3分の1以下であること、今回は24%となっております。あとの第3種農地は原則許可です。

代替地等ですが、申請地は、ほ場整備された農地で、東側は用水路を挟み駐車場、北側は田、西側は

土地所有者の同意もあり、申請地が妥当と考えます。

6の一般基準ですが、他法令の関係は農振除外手続済で、令和2年6月26日付完了告示をしており、都市計画法第29条の開発許可を申請中です。

規模の妥当性については、申請地6,915㎡に建築条件付売買定地28区画(最大259.12㎡、最小168.13㎡)5,289.7㎡を整備し、建築面積は1,405.03㎡です。その他は区画道路1,448.21㎡、公園に149.15㎡、ゴミステーション27.94㎡が計画されており、規模は妥当です。

営農及び造成・被害防除計画等の措置ですが、1.17m～1.75mの盛土造成を行い、北側と東側の隣接地と用水路の境界にはL型擁壁を設置します。雨水は道路側溝を新設し放流し、汚水は公共下水道に接続することとしております。隣接農地の耕作者の同意も得ています。

資金調達計画についてですが、

7の農業公共投資は県営ほ場整備事業が昭和52年に完了しております。同意をとっております。

そのほか、実行組合の同意も取っております。以上のことから、立地基準、一般基準ともに要件を満たしており、転用許可は妥当と判断いたしました。以上で説明を終わらせていただきます。

小林議長

説明が終わりました。  
それではここで、鳥取市の案件で、現地調査の報告をお願いします。  
若桜町浅井委員にお願いします。

浅井委員

若桜町農業委員会の浅井です。よろしくお願ひいたします。  
ただ今、鳥取市農業委員会事務局より説明があったわけですが、先頃の10月14日

主任、常設

審議委員として、小林会長と私、浅井であります。

それでは調査の内容について報告させていただきます。まず、近隣農地所有者、住民等への影響でございますが、ご覧のとおり、3方を住宅に囲まれており、住宅地としての転用は何ら問題ないと考えます。ただ、北側が農地としてありまして日照権の問題が出てくると思われま。境界から1m控えたところにL型擁壁を設置することですが、その上に1.2mから1.7mの盛土造成を行い、さらにそこに2階建ての家を建てることになれば、どうしても日陰になってくることが考えられます。田の所有者の同意書を必ず取っておくように指摘をさせていただきました。

また、1m控えてL型擁壁を建てる訳ですが、近頃の農業機械というのは大型化をしており、この程度の控え幅で問題ないか心配をしましたが、すでに、田の所有者との話し合いで了解をいただいているということでもあります。また、この造成後に問題となるのは給排水についてですが、特に、今回の事案においてはそのようなことはないを確認いたしました。

以上のことから、立地基準、隣接同意もあり問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。

小林議長

説明、現地調査の報告が終わりました。  
委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。

田邊委員  
(米子市)

米子市の田邊といいます。よろしくお願いたします。米子市の案件について、XXXXXXXXXX意見を求められまして、その時いろいろ話をさせてもらいました。一番気にしておりましたのは、雨水、集中豪雨があった時、隣に雨が溢れてトラブルが起こるということに心配いたしました。隣地の同意とかとっておりますが、いざ、そういう状態になったときに、または災害が繰り返すということもありまして、少しの雨でも道路や隣地に溢れないようにということが一番気にしておりまして、今、現地にブロックをしてもらうようにしております。60cmのもので、20cm埋めますから40cmになりますが、これだけあれば大丈夫だろうと判断しました。

それから、もう1点は、これだけの面積が必要かということですが、図面にもありますようにこれだけ機械が入ってきたり、特に大型のダンプが入ってきたりしますので、どうしてもこれくらい必要だということです。私どもの状況としましては、許可が妥当だろうと判断いたしましたので、一言申し添えておきます。以上です。

小林議長

それでは、そのほかご質問、ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

小林議長

それでは、お諮りします。この5条案件について、異議なしとしてよろしいでしょうか。  
賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

小林議長

ありがとうございました。それでは異議なしといたします。

|   |   |
|---|---|
| <p>7 情報提供<br/>小林議長</p> <p>事務局<br/>(倉益)</p> <p>小林議長</p>                                      | <p>それでは、進行します。<br/>(1) 令和3年度農林水産関係予算の概算要求について<br/>情報提供を説明下さい。</p> <p>(別紙資料により説明)</p> <p>皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。<br/>(質問・意見なし)</p>   |
| <p>8 その他<br/>議長</p> <p>長谷川委員</p> <p>事務局<br/>(倉益)</p> <p>事務局<br/>(倉益)</p> <p>9 閉会<br/>議長</p> | <p>それでは、その他として皆さんから何かございますか。</p> <p>はい。当初予定の11月26日、27日の全国農業委員会会長代表者集<br/>会の開催の有無について、確認したい。</p> <p>本年は、すでに各農業委員会に開催中止のご連絡をさせていただ<br/>いておりますが、これが復活し、開催されることはございません。</p> <p>(事務局から次回開催について説明))</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会いた<br/>します。</p> |